

毎週火、金曜日発行（但休日には当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次
◇告示 身体障害者福祉法による医師の指定
国民健康保険法に基づく条例制定認可
建設業者の更新登録

告示

鳥取県告示第三百四号
身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）
第十五条第一項の規定に基き、身体障害者が診断をうけ
る医師を次のように指定した。

昭和三十年六月二十二日
鳥取県知事 遠藤 茂
指定診療科名 氏名 住所 指定年月日

外科 谷口 充 東伯郡羽合町大字 昭和三十年
田後六七七 六月九日

鳥取県告示三百五号
国民健康保険を行う次の町に対し国民健康保険法（昭和
十三年法律第六十号）第八条の十三第二項の規定に基く
条例の制定を認可した。

昭和三十年六月二十一日
鳥取県知事 遠藤 茂
一 国民健康保険を行う町 認可年月日
気高郡浜村町 昭和三十年四月二日
八頭郡船岡町 四月八日

鳥取県告示第三百七号
建設業法（昭和二十四年法律第百号）第八条の規定によ
り、次のように建設業者登録簿に更新登録した。
昭和三十年六月二十二日
鳥取県知事 遠藤 茂

